

第4回石巻市行財政改革推進本部会議要旨

日 時：平成22年7月22日（木）

午前10時30分から

会 場：庁議室

〔報告事項〕

1 平成22年8月1日付け組織機構改革について

8月1日付け組織機構改革に合わせて、新たな組織として、「課に属する室」を設置する。

(1) 設置の目的

行政事務の高度化や各課の業務量が増加する中、高度な行政サービスを提供するためには、課内職員の流動性を保ちながら、課の業務のうち、一定の分野について、責任と判断を分担することが効果的であることから、「課に属する室」を設置する。

(2) 設置内容

ア 税務課

税3課を統合することにより職員が60名となるとともに、市税の賦課及び収納といった業務の特殊性も考慮し、「税務管理室」、「課税管理室」及び「収納管理室」の3室を設置する。

イ 建築課

特定行政庁に関する業務を所掌する「建築指導室」を設置する。

2 石巻市総合支所のあり方調整会議の検討結果について

平成21年8月に地域振興と地域コミュニティの拠点である総合支所のあり方や果たすべき機能を分析及び検討するため設置した「石巻市総合支所のあり方調整会議」における検討結果が取りまとめられた。

(1) 今後の総合支所のあり方に関するまとめ

今後の総合支所のあり方については、本調整会議の検討結果における総合支所の権限と機能を基本としながら、市民との協働によるまちづくりの根幹となる「地域自治システム」が構築され、円滑な地域自治活動の推進が図られるまでの間は、3課体制を維持し、地区住民への行政サービスの提供、地域の安心安全及び地域のまちづくりの拠点として次の機能を担うこととする。

ア 地区住民の生活に直結する税収納、各種証明書の発行、各種届出、道路維持などの行政サービスを提供するための機能を担うものとする。

イ 災害など緊急時の初動対応や応急的な措置など、総合支所内の協力体制はもとより、本庁との連携を密にしながら、地区住民の安全安心を保持するための機能

を担うものとする。

ウ 地域の特性を活かしたまちづくりや地域課題への取り組みなど、自主性・自立性の高い地域自治活動の推進を図るため、地域自治の拠点としての機能を担うものとする。

(2) 組織機構改革に伴う「地域振興課」の分掌事務の取りまとめ

総合支所の3課体制への再編が決定後、総務企画課と産業建設課を統合した「地域振興課」の分掌事務について、建設部門の本庁への集約を基本としながら調整を行い、共通事項50項目及び個別事項3項目に整理した。

総合支所の業務内容や本庁との役割分担については、石巻市総合支所あり方調整会議における「総合支所のあり方」に関する検討結果や市民との協働によるまちづくりの根幹となる「地域自治システム」の構築における総合支所の機能強化などを踏まえ、今後とも本庁と総合支所間での調整や見直しを図りながら、地区住民への円滑かつ効果的な行政サービスの提供に努める。

※ 「石巻市総合支所のあり方に関する検討結果報告書」については、今後の総合支所のあり方についての基本的な方向性として承認された。